

付 議 第 1 号

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則議案

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 20 年高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年高知県条例第 80 号）の施行により、自宅に係る住居手当が平成 22 年 4 月 1 日から廃止されることに伴い、公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号)第 27 条の 4 に規定する教育委員会規則で定める事務の範囲について、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、22年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成20年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「第14条の3第1項第3号及び第4号」を「第14条の3第1項第2号」に改め、同号ア中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号イ中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同号ウ中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抜粋）

- (1) 住居手当に関する規則(昭和 49 年高知県人事委員会規則第 29 号。以下この号において「住居手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(公立学校職員の給与に関する条例第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。)
- ア 住居手当規則第 5 条第 1 項の規定による届出の受理
 - イ 住居手当規則第 6 条第 1 項の規定によるアの届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定
 - ウ 住居手当規則第 9 条の規定による事後の確認

旧

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抜粋）

- (1) 住居手当に関する規則(昭和 49 年高知県人事委員会規則第 29 号。以下この号において「住居手当規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(公立学校職員の給与に関する条例第 14 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる職員に係るものを除く。)
- ア 住居手当規則第 6 条第 1 項の規定による届出の受理
 - イ 住居手当規則第 7 条第 1 項の規定によるアの届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定
 - ウ 住居手当規則第 10 条の規定による事後の確認